

「定額減税しきれないと見込まれた方」等への追加の給付金(「調整給付金(不足額給付)」)のご案内

「調整給付金(不足額給付)」とは？

調整給付の「不足額給付」とは、以下の事情により、**当初調整給付^(注)の支給額に不足が生じる場合に、追加で給付を行うものです。**

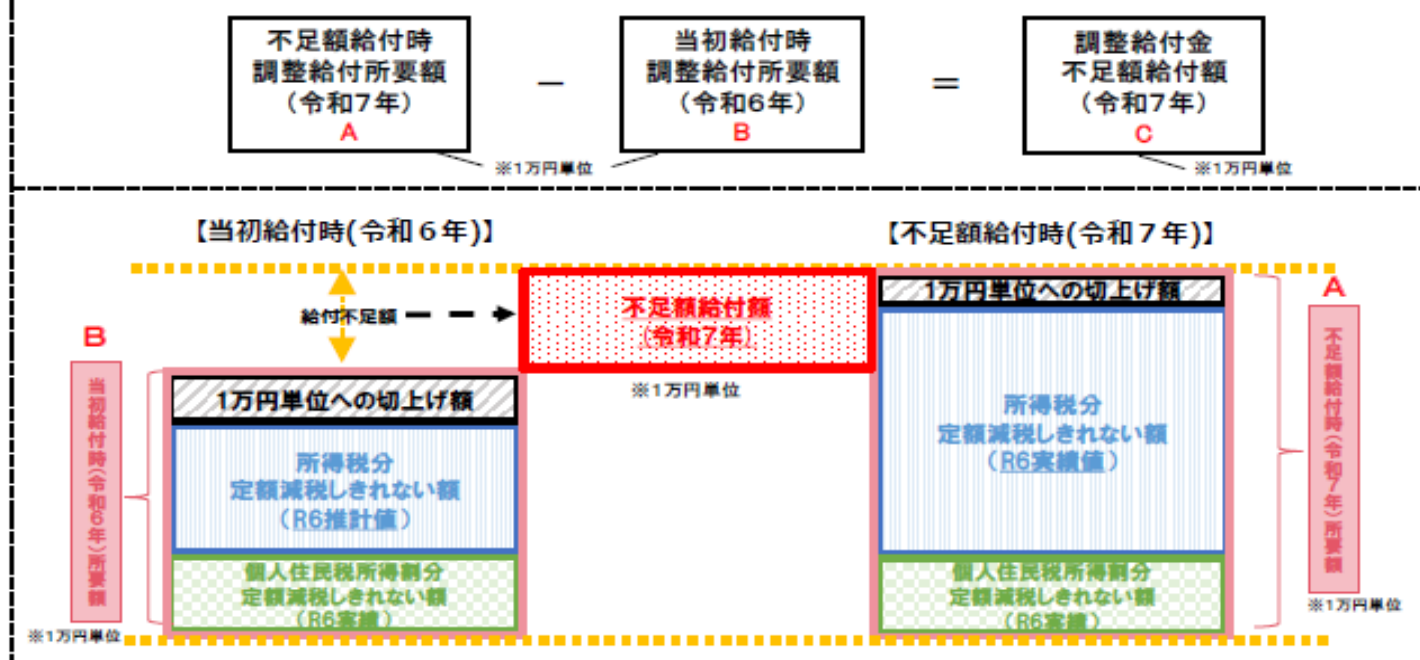
【不足額給付Ⅰ】

当初調整給付の算定に際し、令和5年所得等を基にした推計額(令和6年分推計所得税額)を用いて算定したことなどにより、**令和6年分所得税及び定額減税の実績額等が確定したのちに、本来給付すべき所要額と、当初調整給付額との間で差額が生じた方**に対して、その差額を支給。

- 【例】○令和5年所得に比べ、令和6年所得が減少したことにより、
「令和6年分推計所得税額(令和5年所得)」 > 「令和6年分所得税額(令和6年所得)」となった方
○こどもの出生等、扶養親族が令和6年中に増加したことにより、
「所得税分定額減税可能額(当初給付時)」 < 「所得税分定額減税可能額(不足額給付時)」となった方
○当初調整給付後に税額修正が生じたことにより、
令和6年分個人住民税所得割額が減少し、都度対応ではなく、不足額給付時に一律対応することとされた方

(注) 昨年夏、「定額減税しきれないと見込まれた方」に対しては、当該減税しきれないと見込まれた額を基礎として、調整給付金(当初調整給付)を支給しております。

イメージ



※注1: 所得税・個人住民税合わせて既に4万円の定額減税を受けている方、または合計所得金額1,805万円超の方は、調整給付の対象とはなりませんのでご注意ください。

※注2: 「不足額給付時調整給付所要額」(A)が「当初給付時調整給付所要額」(B)を下回った場合にあっては、余剰額の返還はありません。

【不足額給付Ⅱ】

以下のいずれの要件も満たす方で、個別に書類の提示(申請)により、給付要件を確認して給付する必要がある方に対して、1人当たり原則4万円(定額)を支給

- 令和6年所得税及び令和6年度分個人住民税所得割ともに定額減税前税額がゼロ(本人として定額減税対象外)
- 税制度上、「扶養親族等」から外れてしまう、青色事業専従者・事業専従者(白色)や、合計所得金額48万円超の方(扶養親族等としても定額減税対象外)
- 低所得世帯向け給付(R5非課税給付等、R6非課税給付等)対象世帯の世帯主・世帯員に該当していない

■ 給付金の支給手続き

不足額給付Ⅰ

(1) 令和6年度と令和7年度の課税自治体が美里町の場合

ア. 当初調整給付を受給済または町県民税の口座引落等で美里町が振込口座を把握している方

- 対象者には、美里町から給付内容(給付額・振込先)が記載された「支給のお知らせ」を送付します。
- **原則手続きは不要**で、「支給のお知らせ」に記載された期日に給付金が指定口座に振り込まれます。

※ただし、給付金の受取口座を変更したい場合や、給付金の受給を辞退したい場合は、手続きが必要となりますので、「支給のお知らせ」に記載の締切日まで、美里町に必要書類を提出してください。手続きに必要な書類は、町ホームページまたは下記担当窓口で入手できます。

イ. 美里町に振込口座を登録していない方

- 対象者には、美里町から給付金の支給内容や確認事項が記載された「確認書」を送付します。
- 給付金を受け取るには、**手続きが必要**です。
- 返送期限 **令和7年10月31日(金) (必着)**
- 確認書の記載内容(給付額等)をご確認のうえ、必要事項を記入し、本人確認書類と振込口座が分かるもの(通帳、キャッシュカードの写し)と一緒に、同封の返信用封筒に入れてご返送ください。

(2) 令和6年度課税自治体と令和7年度の課税自治体(美里町)が異なる場合 (令和6年中に美里町に転入された方)

- 美里町において支給要件を確認でき次第、「支給のお知らせ」または「確認書」を送付します。
- 「支給のお知らせ」が届いた方は、上記(1)アと同様、**原則手続きは不要**です。
- 「確認書」が届いた方は、上記(1)イと同様、**手続きが必要**です。

不足額給付Ⅱ

(1) 美里町において支給要件を確認できた方

- 美里町において支給要件を確認でき次第、「支給のお知らせ」または「確認書」を送付します。
- 「支給のお知らせ」が届いた方は、上記「不足額給付Ⅰ」と同様、**原則手続きは不要**です。
- 「確認書」が届いた方は、上記「不足額給付Ⅰ」と同様、**手続きが必要**です。

(2) 上記以外の方

- 美里町において支給要件の確認が困難な方については、町からの書類の送付はありませんので、書類が届いていない方で、ご自身が支給対象と思われる場合は、**申請が必要です**。
- 支給要件や申請書類など詳細については、町ホームページでご確認されるか、下記担当窓口までお尋ねください。

■ その他



「定額減税しきれないと見込まれる方」への給付金「定額減税調整給付金(不足額給付)」の「**振り込め詐欺**」や「**個人情報**の詐取」にご注意ください！

自宅や職場などに都道府県・市区町村や国(の職員)などをかたる不審な電話やメールがあった場合は、お住いの市区町村や最寄りの警察署が警察相談専用電話(＃9110)にご連絡ください。

また、都道府県・市区町村や国の機関を名乗るお心当たりのないメールが送られてきた場合、メールに記載されたURLにアクセスしたり、個人情報を入力したりせず、速やかに削除していただきますようお願いいたします。

申請書類の提出先・お問合せ先

美里町定額減税調整給付金(不足額給付)担当窓口
〒861-4492 下益城郡美里町馬場1100番地
美里町役場税務課内 ☎0964-46-2112
受付時間9:00~17:00(土、日、祝日を除く)

※美里町のホームページもご覧ください。

美里町 定額減税調整給付金不足額給付

検索